

白岡町住民協働推進指針【概要版】

第4次白岡町総合振興計画における町の将来像

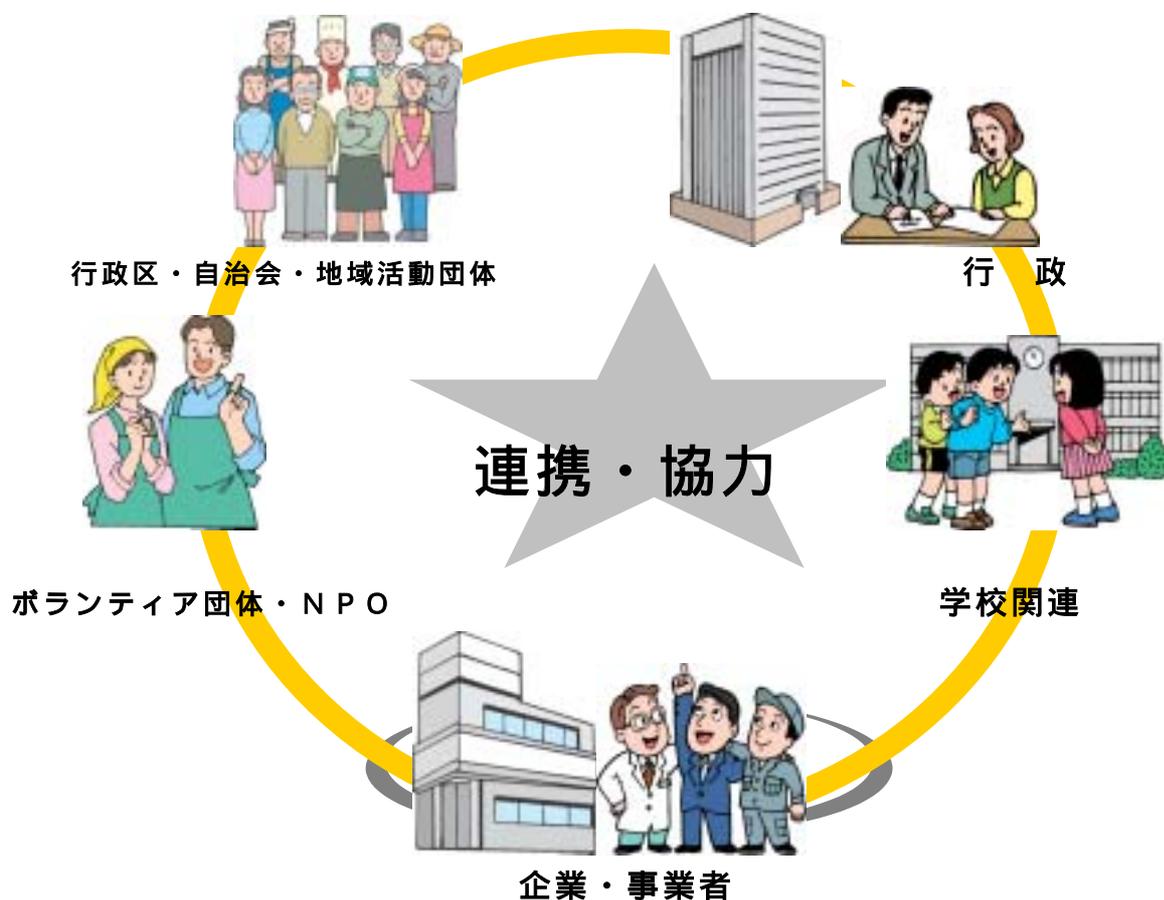
ハート
きらっと  しらおか

～ みどりの生活拠点都市 ～

ぬくもり・しらおか（健やかな福祉のまち） うるおい・しらおか（美しい快適なまち）
のびやか・しらおか（学び楽しむまち） ひろがり・しらおか（基盤が整ったまち）
にぎわい・しらおか（活力ある産業のまち） ふれあい・しらおか（みんなで創るまち）

町民との協働によるまちづくり

3つの目的『質の高い公共サービスの実現』
『住民満足度の向上』
『住民自治の醸成』



「町民との協働によるまちづくり」とはどのようなこと？

町民と行政とが共通の目的(「質の高い公共サービスの提供」、「住民満足度の向上」及び「住民自治の醸成」)を実現するため、対等の立場で相互の信頼と合意の基に役割と責任を担い合い、互いの特性や能力を發揮しあいながら、連携・協力して効果的にまちづくりに取り組んでいくことです。

なぜ、「町民との協働によるまちづくり」が必要なの？

「町民ニーズの多様化・高度化」、「地方分権の進展」、「町民のまちづくりに対する関心の高まり」、「町の厳しい財政状況」などに対応するため、【町民との協働によるまちづくり】が必要となっています。

「住民協働」の効果として、どのようなことが期待できるの？

【町民との協働によるまちづくり】を推進することにより、「町民自らが自分たちのまちを創ろうとする町民主体のまちづくり」、「質の高い公共サービスの提供」、「多様化するニーズへの対応」、「公共サービスの担い手づくり」などが期待できます。

「住民協働」の推進体制は？

1 「白岡町住民協働推進指針」に基づき推進します。

「町民とのパートナーシップの確立」、「協働に関する町民との相互理解と共通認識」、「町民の自主性・主体性の尊重」を基本にした「**白岡町住民協働推進指針**」(平成19年8月策定)を基に【町民との協働によるまちづくり】を推進します。

2 推進組織を効果的に運営します。

- (1) 「**白岡町住民協働町民推進会議**」の運営(平成19年7月1日設置)
町民の視点(市民感覚)で住民協働の在り方や方向性等を検討し、町に対して意見提言する組織です。
- (2) 「**白岡町住民協働庁内検討会議**」の運営(平成19年6月1日設置)
町行政活動における住民協働の在り方や推進方法等を検討するとともに、推進施策・事業の進行管理を行うことにより、「町民との協働によるまちづくり」を総合的かつ計画的に推進する庁内組織です。
- (3) 「**白岡町Let's庁内プロジェクト**」の運営(平成19年2月1日設置)
町職員の知識、経験、アイデア等を生かした独創的な協働施策・事業を検討する町職員のプロジェクトチームです。

「住民協働」を進めるために

1 町民（個人）にできること

- (1) 市民活動・社会貢献活動への参加
- (2) 地域活動への参加
- (3) 地域情報の収集 など

2 行政区・自治会等の地域コミュニティにできること

- (1) 地域の中での組織づくり
- (2) 住民同士の交流の仲立ち
- (3) 地域の課題解決 など

3 ボランティア団体やNPOにできること

- (1) 専門的知識や情報の活用
- (2) 活動の場の提供
- (3) 活動の強化・拡大 など

4 企業・事業者ができること

- (1) まちづくりへの参画
- (2) 社会貢献活動のための環境づくり
- (3) 地域活動・市民活動との連携・支援 など

5 行政の役割

- (1) 町政情報の提供・地域情報の共有
- (2) 人材の育成
- (3) 町職員の協働意識の醸成
- (4) 協働意識の普及啓発 など

具体的な施策や事業は

1 町民と行政との「情報の共有化」を進めます。

町民に町の事務事業や町政情報を説明・提供するとともに、町民から町政に対する意見等を聴くため、平成19年4月から「職員出前講座」、「地域懇談会」及び「パブリックコメント（意見公募）」を制度化しました。

(1) 「職員出前講座」の制度化

町民の町政に対する理解や関心を深めることを目的に、町職員が町民に対して町の事務事業や町政情報を説明・提供する制度です。

(2) 「地域懇談会」の制度化

町の政策や各種計画を立案・策定する際に町職員が地域に出向いて趣旨を説明し、町民の意見等を聴くとともに、町民との話し合いを通してより良い方策・方向性を見いだしていく制度です。

(3) 「パブリックコメント（意見公募）」の制度化

町の基本的な計画や条例を策定する際に素案の段階で公表し、町民の意見を募る制度です。

2 地域活動・市民活動への支援を充実します。

町民の自主的な活動を促進するため、ボランティア団体等の育成、連携を図りながら地域活動・市民活動への支援を充実します。

(1) 「ボランティア活動促進指針（仮称）」を策定します。

ボランティア活動の促進を図る指針を作成し、地域ボランティアリーダーの育成や潜在的にボランティア活動をしたいと考えている町民の掘り起こし策を検討します。

(2) 「ボランティア・コーディネートシステム（仮称）」の検討・構築を進めます。

ボランティア関連の情報提供や情報交換ができる場（町ホームページの活用等を含む。）を構築するとともに、町民の活動意欲や能力をボランティア活動等に生かすためのボランティア・コーディネートシステムを検討・構築します。

(3) 「地域活動事業費補助制度（仮称）」の確立を進めます。

地域団体等が行う防犯、環境、交通安全、子育て支援、高齢者支援などの事業の実績に見合った事業費補助制度を確立し、地域活動への支援を充実することにより、地域の自主的な活動の促進を図ります。

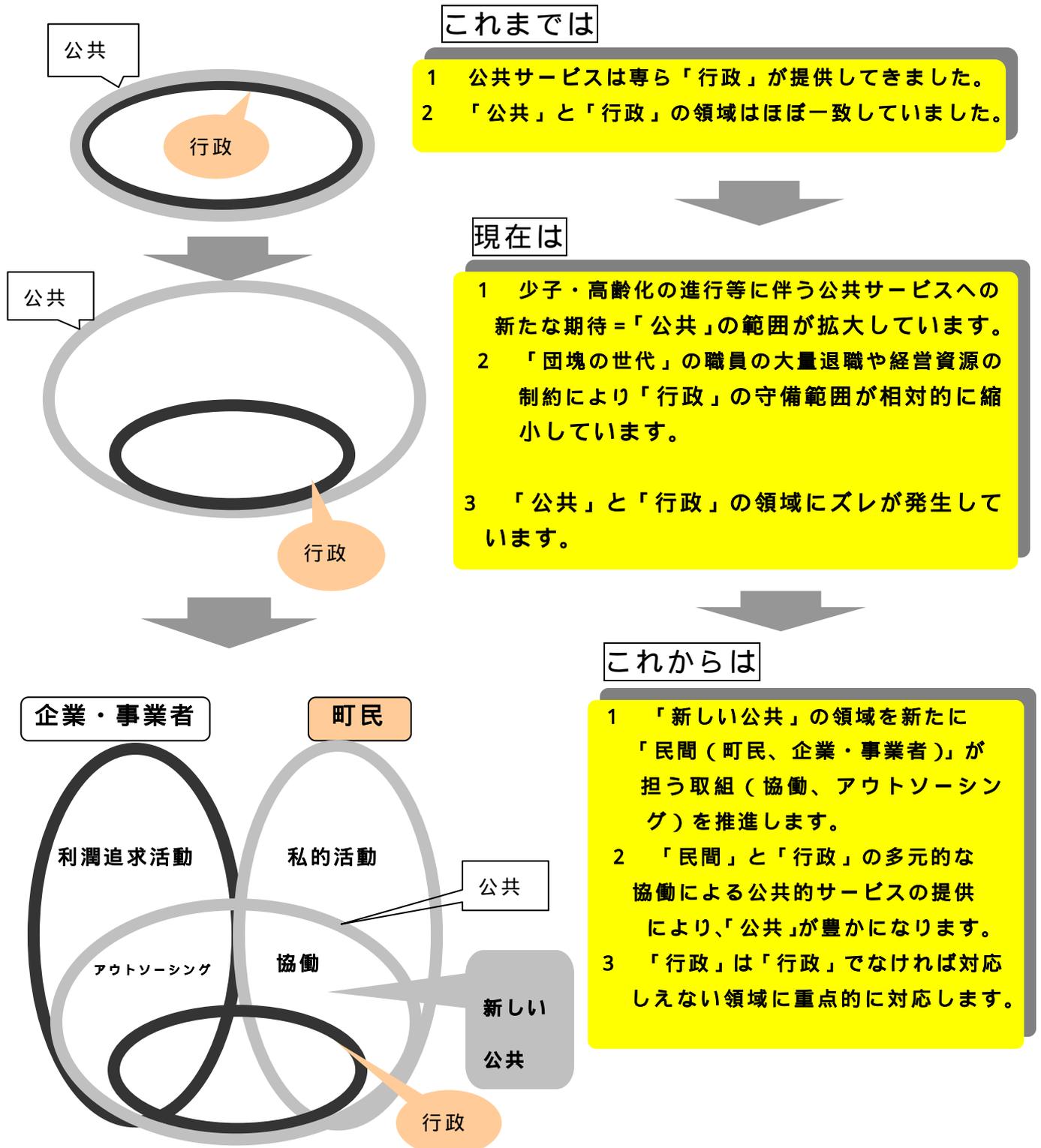
(4) 「自治基本条例（仮称）」の制定検討を行います。

自治体運営の基本方針や町民の権利の保障などを規定した自治基本条例（仮称）について、協働施策の取組状況、協働意識の定着状況、気運の高まりなどを総合的に勘案し、時勢を見ながらその制定に向けた検討を行います。

「新しい公共」ってなに？

公共の概念を、行政サービスの範囲に限定せず、町民の自発的な活動により提供されるサービスや町民と行政との協働により提供されるサービスを含めて、広い範囲でとらえようとする考え方のことをいいます。

「新しい公共」のイメージ



町民との協働によるまちづくり

【行政運営方針：白岡町改革推進プログラム（平成17年12月）】

白岡町住民協働推進指針【概要版】

平成19年8月

白岡町 町民活動推進課

〒349-0292

埼玉県南埼玉郡白岡町大字千駄野432番地

Tel 0480-92-1111（代表）

Fax 0480-92-9096

E-mail tyoukatsu@town.shiraoka.lg.jp

ホームページアドレス <http://www.town.shiraoka.saitama.jp/>